

弥富市告示第 105 号

令和 8 年 3 月 4 日付け、市告示第 17 号により告示した弥富市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

弥富市長 安藤 正 明

変更内容

(1) 地域計画の変更理由

地域計画区域からの除外

No.	地域計画区域から除外する土地		除 外 理 由
1	寛延二丁目	7 1 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
2	寛延二丁目	7 3 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
3	竹田二丁目	1 2 8 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
4	稲元七丁目	1 4 番	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
5	三稲五丁目	1 1 番 1	農地転用のため、地域計画の区域からの除外
6	三稲五丁目	1 1 番 2	農地転用のため、地域計画の区域からの除外